

<報道発表資料>

令和 8 年 6 月 2 5 日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存 活用地域計画～」推進プログラムの策定

京都市では令和 3 年 7 月に「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」を策定し、文化財保護法等に基づく文化財に限らず、広く文化遺産の維持継承に取り組んできました。

令和 7 年度に、同プランが計画期間（令和 3～12 年度）の折り返しを迎えたことから、「京都基本構想」の策定及び「新京都戦略」の改定を踏まえつつ、計画の中間評価を行うとともに、計画後半期に重点的に推進する項目を設定し、プログラムとして取りまとめました。

【プログラムに掲げる重点推進項目】

以下の 3 点を計画後半期（令和 8～12 年度）において特に重点的に推進していく項目に位置付け、これらに基づく各施策を展開していきます。

- 文化財保護の基盤づくり
「文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築」
及び「収集・保管機能の整備」
- 文化遺産の維持継承へ向けた機運醸成
「価値発信の充実」及び「機運醸成に向けた取組」
- 文化財の担い手・支え手の裾野拡大
「ネットワークの構築に向けた検討」及び「国と連動した修理人材への支援」

【発行日】

令和 8 年 6 月 2 5 日（木）

【配布場所】

京都市役所分庁舎地下 1 階 文化財保護課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

【ホームページでの発信】

令和 8 年 6 月 2 6 日（金）から、京都市情報館にプログラムを掲載し発信します。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000285296.html>



【「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」について】

平成31年4月施行の改正文化財保護法により、市町村が文化財の保存活用に関する基本的なアクション・プランとして「文化財保存活用地域計画」を作成できることとなりました。これを受け、本市においても文化財の保存活用に総合的に取り組むための具体的施策を取りまとめた法定計画です。

● 計画期間

令和3年度から12年度までの10年間

● 特徴

文化財保護法等に基づく文化財に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のものすべてを「京都文化遺産」と位置付け維持継承を図ることとしています。

● 基本方針及び取組項目

「見つける（価値を調査する）」「知る（身近に感じ、価値を知る）」「守る（価値を維持継承する）」「活かす（価値を育て創造する）」の4つの基本方針に基づき、142項目の措置（取組）を掲げています。

<お問合せ先>

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

電話：075-222-3130